

傾城町被仰付候節御書付○略

一傾城町之外、傾城屋商賣不可致、并傾城町圍之内江、何方より雇に來候共、先々江傾城を遣事、向後一切可爲停止事、

一傾城買遊び候者、一日一夜より長留不可致事、

一傾城衣類紺屋染を用、總而金銀之摺箱等、一切著させ申間敷事、

一傾城町家作普請等美麗に不可致、町役等は江戸町之格式之通、急度相勸可申事、

一武士町人體之者にかぎらず、出所慥ならざるもの不審成者致徘徊候ハ、住所致吟味、不審ニ相見へ候ハ、奉行所江可訴出事、

右之通急度可相守者也、

月日

正徳元卯年七月

奉行○中  
略

新吉原大門口高札原註、吉原大門口にても御高札有之候、新吉原江引越候ても御高札御建替被下候云々

覺

一前々より制禁之ごとく、江戸中端々ニ至迄、遊女之類不可隠置、若違犯之輩あらば、其所之名主

五人組地主まで、曲事たるべきもの也、

一醫師之外何者によらず、乗物一切無用たるべし、

一附鑓長刀門口へ堅く可爲停止者也、

卯七月

〔洞房語園異本考異上〕往古廓の一ヶ所にならざる以前、慶長年中までは傾城屋二三軒づゝ、處々に分散して有けるが、そが中に軒並に集居たる場所三ヶ所、